平成２４年（フ）第１０１号
北九州市門司区長谷１丁目５番26号、開始決定時の住所北九州市門司区東本町１丁目５番27号
破産者　森本　達男
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３２０号
北九州市小倉南区沼本町１丁目２番３―303号
破産者　橋岡　雄介
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２３９１号
札幌市東区北43条東12丁目１番13号コーポ宮下Ｅ101号、申立時の住所北海道石狩郡当別町字茂平沢3061番地398
破産者　篠田　和彦
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７０号
北海道千歳市桜木３丁目１番１号　桜雅３Ｄ号、開始決定時の住所北海道千歳市文京１丁目６番地の５　Ｗｉｎｇ２―416号
破産者　佐藤　琢哉
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３９号
宮城県塩竈市宮町８番11号　金塚荘３号
破産者　尹田　昭一
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６１５号
川崎市宮前区宮崎２丁目７番地７　アルカディア１Ｆ
破産者　佐藤　好弘
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
川崎市中原区井田杉山町３番１号　長瀬ビル202、申立時の住所川崎市中原区井田三舞町５番５―502号
破産者　嶋田　琢郎
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４３４号
名古屋市守山区小幡中３丁目25番29号　コーポ小幡Ｉ203号、開始決定時の住所愛知県春日井市町田町２丁目100番地
破産者　伊藤　克彦
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４８３号
名古屋市緑区大清水３丁目1101番地
破産者　鈴木　繁雄
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４８４号
名古屋市緑区八つ松１丁目1704番地
破産者　鈴木　秀夫
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０９４号
大阪市住吉区山之内１丁目６番４号　ハイネスアビコ301号、前住所大阪市天王寺区東高津町３番30号ヴィラ東高津504号
破産者　中内　　修
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６号
兵庫県伊丹市荻野４丁目30番地　第２中村マンション204号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市荒牧６丁目３番１号
破産者　金広興業こと金田次郎こと　金　　弘之
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
兵庫県宝塚市米谷１丁目27番５号、住民票上の住所兵庫県宝塚市泉町16番１号
破産者　谷本　壽夫
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川1020番地、開始決定時の住所京都府綾部市神宮寺町西谷18番地の１ビバヒルズ21号
破産者　山本　宗男
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
新潟県柏崎市半田２丁目15番26号
破産者　牧野　和子
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
山口県下関市大字植田1373番地１
破産者　迫田　正幸
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係